

第 1 回

渋川地区市町村任意合併協議会会議録

日 時 平成15年10月5日(日)
午後2時00分～4時05分
場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村任意合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（58名）

役職名	委員区分	氏名	備考
会長		木暮 治一	渋川市長
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長
		小野 利治	小野上村長
		阿久津 貞司	子持村長
		永井 良一	赤城村長
		木村 榮一	北橘村長
委員	2号委員 (助役等)	桑島 保男	渋川市助役
		村尾 隆史	伊香保町助役
		野村 哲男	小野上村収入役
		信澤 明	子持村助役
		都丸 芳雄	赤城村助役
		塩谷 勝巳	北橘村助役
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員
		新井 晟久	渋川市議会選出議員
		松本 好司	伊香保町議会議長
		高橋 寿男	伊香保町議会選出議員
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員
		平方 由衛	小野上村議会議長
		中沢 義美	小野上村議会選出議員
		角田 皇	小野上村議会選出議員
		山下 重夫	子持村議会議長
		埴田 彦一郎	子持村議会選出議員
		後藤 邦夫	子持村議会選出議員
		角田 一民	赤城村議会議長
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員
狩野 富雄	赤城村議会選出議員		
狩野 義雄	北橘村議会議長		
南雲 鋭一	北橘村議会選出議員		
楯 信一	北橘村議会選出議員		

役職名	委員区分	氏 名	備 考
	4号委員 (学識経験者)	今 成 久 男	渋川市自治会連合会会長
		町 田 久	渋川商工会議所会頭
		飯 野 照 男	渋川市農業委員会会長
		山 口 源一郎	伊香保町区長会会長
		長 竹 佳 子	伊香保町婦人会会長
		千明三右衛門	(社)伊香保温泉観光協会会長
		木 暮 敞 治	小野上村商工会会長
		村 上 嶋 男	小野上村農業委員会会長
		小 野 こ と	小野上村レディースクラブ会長
		飯 塚 重 雄	子持村自治会長連絡協議会会長
		石 関 吉 幸	子持村商工会会長
		小 澤 一 二	子持村農業委員会会長
		木 暮 政 光	赤城村商工会会長
		兵 藤 吉 弘	赤城村農業委員会会長
		永 井 俊 嗣	赤城村区長会会長
		萩 原 吉 久	北橘村区長会会長
		高 橋 新 吉	北橘村商工会会長
	小 泉 隆 雄	北橘村農業委員会会長	
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜 井 芳 樹	渋川地区医師会会長
		戸 所 隆	高崎経済大学地域政策学部教授
小 野 宇三郎		群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長	
参 与		角 田 登	群馬県議会議員
		大 林 喬 任	群馬県議会議員
		真 下 誠 治	群馬県議会議員
		高 橋 祐 司	渋川行政事務所長
		伊 藤 一 秀	北群渋川農業協同組合代表理事副組合長
		三 田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長
監 査 委 員		阿久澤 明	子持村監査委員

欠席委員等(1名)

監 査 委 員		田 子 玲 子	赤城村監査委員

市町村合併担当課長

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	狩野 和夫	企画課長
伊香保町	高橋 義明	企画観光課長
小野上村	平方 敏治	企画観光課長
子持村	鴻田 恵二	企画課長
赤城村	樺澤 常雄	企画課長
北橋村	高橋 善一	企画財政課長

事務局職員

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	吉原 康之	事務局長
渋川市	五十嵐 研介	事務局次長
渋川市	福島 泰利	総務GL (グループリーダー)
渋川市	笹原 浩	計画G (グループ)
渋川市	灰田 幸治	調整G
伊香保町	藤岡 孝弘	計画GL
小野上村	飯塚 玄浩	調整G
子持村	寺島 剛	総務G
赤城村	須田 茂之	計画G
北橋村	萩原 一夫	調整GL

傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	3社4名	
一 般	1名	
合 計	5名	

2 会議に付した案件

報告事項

- 報告第 1 号 渋川地区市町村任意合併協議会設置までの経緯について
- 報告第 2 号 渋川地区市町村任意合併協議会規約について
- 報告第 3 号 渋川地区市町村任意合併協議会幹事会規程について
- 報告第 4 号 渋川地区市町村任意合併協議会専門部会規程について
- 報告第 5 号 渋川地区市町村任意合併協議会分科会規程について
- 報告第 6 号 渋川地区市町村任意合併協議会事務局処務規程について
- 報告第 7 号 渋川地区市町村任意合併協議会財務規程について
- 報告第 8 号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- 報告第 9 号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の公務災害補償に関する協定書について
- 報告第 10 号 渋川地区市町村任意合併協議会設置に係る従事職員の身分の取扱いに関する協定書について

協議事項

- 議案第 1 号 渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程
- 議案第 2 号 渋川地区市町村任意合併協議会平成 15 年度事業計画
- 議案第 3 号 渋川地区市町村任意合併協議会平成 15 年度歳入歳出予算
- 議案第 4 号 新市建設計画の策定方針
- 議案第 5 号 合併協議項目
- 議案第 6 号 行政制度の調整方針

開 会 （午後2時00分）

事務局次長（五十嵐研介君） 皆様、大変お待たせいたしました。本日は、お忙しい中ご参集たまわり、誠にありがとうございます。

会議の開会に先立ちまして、渋川地区市町村任意合併協議会規約に基づく6市町村長の協議の結果等と協議事項がございますので、代表いたしまして木暮渋川市長からお願いいたします。

会長（木暮治一君） ただいまご紹介をいただきました渋川市長の木暮でございます。よろしくをお願いいたします。本日は第1回の渋川地区市町村任意合併協議会を開催いたしましたところ、各位皆様には大変お忙しい中にも関わらず、ご参会いただきまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、皆様にご報告を申し上げたいと思います。本協議会の会長につきましては、本協議会規約に基づく6市町村の長の協議によりまして、私渋川市長が努めさせていただくことになりました。よろしくお願い申し上げます。

次に本日の会議の傍聴につきまして、お諮りしたいことがございますので、よろしくをお願いいたします。本日、すでに報道関係者等の皆様方が傍聴したい旨の申し出を受けているわけですが、会議の傍聴等に関する規程につきましては、本日の協議会で委員の皆様にご決定していただく事項であります。しかし、会議の傍聴は、住民の皆様にご積極的に情報提供を行うことや、協議会の議論を広く理解していただくという趣旨でございますので、今回は会議開始前に会場にお入りいただくことでご了解をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（木暮治一君） はい、ありがとうございました。それでは、皆様方のご異議なしということでございますので、これから傍聴を許可するというご連絡申し上げたいと思います。それでは、開会前でございますが、休憩をいたしまして、傍聴される方々の入場をお願いしたいと思いますので、しばらくお待ちをいただきたいと思います。

休 憩

事務局次長（五十嵐研介君） ただいまから第1回渋川地区市町村任意合併協議会を開会させていただきます。

申しおくれましたが、私は本日の進行役を仰せつかりました渋川市から派遣されております任意合併協議会事務局次長の五十嵐と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、任意合併協議会の会長であります木暮渋川市

長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） それでは、改めましてごあいさつを申し上げたいと思います。

第1回の渋川地区市町村任意合併協議会の開会に当たりまして、御礼とごあいさつを申し上げます。本協議会につきましては、去る8月28日に開催されました関係6市町村長の会議におきまして、任意合併協議会の設置に係る確認書に署名を行うとともに協議会規約に合意をし、同日付をもって設立いたしました。副会長には、赤城村の永井村長、伊香保町の関口町長、小野上村の小野村長、子持村の阿久津村長、北橋村の木村村長にご就任いただくことになりましたことをまずもって皆様方にご報告申し上げる次第とともに、協議会運営への格別のご協力をお願い申し上げます。

昨今の新聞報道を見ますと、毎日のように市町村合併に関連した記事が掲載されております。住民の皆様におかれましては、合併すればどんなまちになるのか、日常生活への影響はどうか、大きな不安を持っているところであります。この渋川地区市町村任意合併協議会は任意の協議会でありますけれども、合併の是非を含め、合併をした場合にどんなまちづくりをしていくのか、住民負担はどうか、行政サービスはどうか、そのような協議を関係6市町村を代表いたします委員の皆様にご審議をいただき、その協議内容を住民の皆様を提供し、合併についてご判断をいただくという大きな役割を担っている協議会です。ご協議に当たりましては、それぞれの市町村にはこれまで歩んできた歴史や伝統、文化、あるいは地域の特性があるわけですので、お互いを尊重し合い、理解し合いながら、腹を割って率直に話し合う姿勢を持っていただきたいと思います。

ご案内のように、現在、国、地方を通じての大きな転換期を迎えております。市町村を取り巻く社会情勢も、非常に厳しい状況にあります。このような中で、私たちの子や孫の世代に、この地域はどうあるべきか、どう引き継いでいくのか、将来を真剣に見据えて議論を深めていきたいというように考えております。委員の皆様には、この任意合併協議会の役割、そして協議の趣旨を十分ご理解をいただき、建設的で有意義なご協議をいただきますよう心からお願いを申し上げます。ごあいさつといたします。よろしく願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

本日が第1回目の協議会です。自己紹介を兼ねまして副会長の皆様から一言ずつごあいさつを申し上げます。

最初に、副会長であり、会長職務代理者であります永井赤城村長よりごあいさつを申し上げます。

副会長（永井良一君） ただいまご紹介をいただきました赤城村の永井良一でございます。

きょう第1回の任意協議会ということでございますが、今、会長である渋川市長の方からごあいさつがございましたように、今日の地方分権の時代を迎えまして新しい地方自治体を構成をしていく、そういう大きな転換期を迎えているわけでございます。会長を助け、また委員の皆さんにもいろいろご指導をいただいて、お互いが信頼関係をしっかり培いながらこの協議会の本旨を全うしていきたいと、このように考えているところでございますので、どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。一言ごあいさつにかえる次第でございます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

次に、建制順にお願いしますが、同じく副会長であります関口伊香保町長よりごあいさつを申し上げます。

副会長（関口俊二君） ご苦労さまでございます。ただいま渋川市長のお言葉のとおり、大変重大な決断をしなければなりません。この任協を通じて十分勉強していきたいと思ひます。伊香保町町長の関口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

次に、同じく副会長であります小野小野上村長よりごあいさつを申し上げます。

副会長（小野利治君） ただいまご紹介をいただきました小野上村長の小野利治でございます。

ただいま会長さんのごあいさつにもありましたように、この任協の趣旨をよく理解する中で、お互いに信頼をし合い、意見を出し合い、所期の目的の達成のために全力で努力をしたいと思ひます。皆様方のご指導を心からお願ひを申し上げます。あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

次に、同じく副会長であります阿久津子持村長よりごあいさつを申し上げます。

副会長（阿久津貞司君） どうもこんにちは。子持村長の阿久津でございます。きょうは、大変ご苦労さまでございます。

各町村それぞれの事情が違ふ中で、本日渋川地区の任意合併協議会がスタートできたということで、大変ご苦労さまでございます。この合併におきましては、期限があるということでございます。財政支援を受けられる特例法期限内にこの合併はしませんと、各町村のいろいろの問題がまた起きてくるということでございます。本日お集まりの委員におきましては大変会議も多くなろうと思ひますけれども、それぞれの町村の百年の大計という大変大きな問題でございますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。ごあいさつといたします。よろしくお願ひをいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

次に、同じく副会長であります木村北橋村村長よりごあいさつを申し上げます。
副会長（木村榮一君） ただいまご紹介いただきました北橋の木村榮一でございます。

本日の第1回の任協の中におきまして、木暮会長の方から今回協議会の趣旨等のお話がありましたが、私どももその趣旨にのっとりながら、お互いの自治体の状況を把握しながら、そして本日皆さん方のご意見を聴取し、そしてよりよい地域づくりに邁進してまいりたいと、こんなことをお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして委員の皆様へ委嘱状の交付式をとり行うわけでございますが、本来ならば会長からそれぞれの委員の皆様へ直接お渡ししなければならぬところですが、時間の関係上既にお手元に配付させていただきましたので、ご確認いただくとともにご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、ここで本日が本協議会の初の会合となりますので、委員、参与、監査委員及び事務局職員の自己紹介をお願いいたします。

自己紹介につきましては、本日の会議資料の8ページから9ページにございます委員等名簿の順をお願いしたいと思います。

まず最初に、規約第2号委員であります各市町村の助役さんまたは収入役さんになります。渋川市の桑島助役からお願いいたします。

委員（桑島保男君） 渋川市助役の桑島保男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員（村尾隆史君） 伊香保町助役の村尾隆史と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員（野村哲男君） 小野上村収入役の野村でございます。よろしくお願いいたします。

委員（信澤 明君） 子持村助役の信澤明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員（都丸芳雄君） 赤城村助役の都丸芳雄です。よろしくお願いいたします。

委員（塩谷勝巳君） 先ほど司会の方から「キタタチバナムラソウチョウ」というふうな正式名でご紹介がありまして、我が村の木村村長「ホッキツムラ」と申しました。「ホッキツムラ」が非常にポピュラーで、村民こそって「ホッキツムラ、ホッキツムラ」と言っておりますので、正式な場合は確かに「キタタチバナ」なんです。が、「ホッキツムラ」で通させていただきます。北橋村助役の塩谷勝巳です。よろしくお願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

続きまして、規約第3号委員であります各市町村の議会から選出されました委員の皆様であります。渋川市議会、宮下議長からお願いいたします。

委員（宮下 宏君） 大変お世話になっております。渋川市議会議長の宮下宏です。よろしく申し上げます。

委員（小林雅夫君） 渋川市議会副議長の小林雅夫でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員（新井晟久君） 渋川市議会議員の新井晟久と申します。よろしくお願いいたします。

委員（松本好司君） 伊香保町議会議長の松本好司でございます。よろしくお願いいたします。

委員（高橋寿男君） 伊香保町議会副議長の高橋寿男と申します。よろしくどうぞお願い申し上げます。

委員（塩野光弘君） 伊香保町議会議員の塩野光弘と申します。よろしくお願い申し上げます。

委員（平方由衛君） 小野上村議会議長の平方由衛です。よろしく申し上げます。

委員（中沢義美君） 小野上村議会議員の中沢義美です。よろしくお願いいたします。

委員（角田 皇君） 小野上村議会議員の角田皇です。よろしくお願いいたします。

委員（山下重夫君） 子持村議会の議長の山下重夫です。よろしく申し上げます。

委員（埴田彦一郎君） 同じく副議長の埴田彦一郎と申します。よろしく申し上げます。

委員（後藤邦夫君） 同じく子持村の後藤邦夫です。よろしく申し上げます。

委員（角田一民君） 赤城村議会議長の角田一民です。よろしく申し上げます。

委員（岩崎幸代君） 赤城村副議長の岩崎幸代と申します。よろしくお願いをいたします。

委員（狩野富雄君） 同じく赤城村議会議員の狩野富雄です。よろしくお願いいたします。

委員（狩野義雄君） 北橘議会の議長の狩野義雄です。よろしく申し上げます。

委員（南雲鋭一君） 北橘村議会副議長の南雲鋭一でございます。よろしくお願いいたします。

委員（楯 信一君） 同じく北橘村議会議員の楯信一と申します。よろしく申し上げます。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございました。

続きまして、規約第4号委員であります各市町村の長が指名する学識経験を有する委員の皆様であります。渋川市自治会連合会、今成会長からお願いいたします。

委員（今成久男君） 渋川市自治会連合会会長の今成久男でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員（町田 久君） 渋川商工会議所の町田と申します。よろしくお願い申し上げます。

委員（飯野照男君） 渋川市農業委員会会長、飯野照男でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員（山口源一郎君） 伊香保町の区長会長の山口源一郎です。よろしくお願い申し上げます。

委員（長竹佳子君） 伊香保町婦人会長をしております長竹佳子と申します。よろしくお願い申し上げます。

委員（千明三右衛門君） 伊香保温泉観光協会会長、千明三右衛門です。よろしくお願い申し上げます。

委員（木暮敞治君） 小野上村商工会長の木暮敞治です。よろしくお願い申し上げます。

委員（村上嶋男君） 小野上村農業委員会会長の村上嶋男です。よろしくお願い申し上げます。

委員（小野こと君） 小野上村レディースクラブ、これは従来の婦人会でございます。会長の小野ことでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員（飯塚重雄君） 子持村自治会長の飯塚重雄です。よろしくお願い申し上げます。

委員（石関吉幸君） 子持村商工会長の石関でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員（小澤一二君） 子持村農業委員会会長の小澤です。よろしくお願い申し上げます。

委員（木暮政光君） 赤城村商工会長の木暮でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員（兵藤吉弘君） 赤城村農業委員会会長の兵藤です。よろしくお願い申し上げます。

委員（永井俊嗣君） 赤城村の区長会の会長、永井俊嗣でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員（萩原吉久君） 北橘村の区長会長を務めさせていただいております萩原吉久です。よろしくお願い申し上げます。

委員（高橋新吉君） 北橘村の商工会長をお世話になっております高橋でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

委員（小泉隆雄君） 北橘村の農業委員会会長、小泉隆雄です。よろしくお願い申し上げます。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

続きまして、規約第5号委員であります6市町村の長が協議して定めた学識経験を有する委員の皆様であります。渋川地区医師会、桜井会長からお願いいた

します。

委員（桜井芳樹君） 渋川地区医師会会長の桜井です。よろしくお願いいたします。

委員（戸所 隆君） 高崎経済大学地域政策学部の戸所隆と申します。専門は、都市地理学国土構造論です。どうぞよろしくお願いいたします。

委員（小野宇三郎君） 群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長の小野宇三郎でございます。よろしくお願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

続きまして、規約第7条の規定に基づきまして選任されました参与の皆様です。

群馬県議会議員、大林喬任様、よろしくお願いいたします。

参与（大林喬任君） 参与に選任をされました大林です。よろしくどうぞお願いします。

事務局次長（五十嵐研介君） なお、県議会議員であります真下誠治様、それから角田登様につきましては、少しおくれるというような連絡が入っております。

続きまして、参与の皆さんよろしくお願いいたします。

参与（高橋祐司君） 渋川行政事務所長の高橋祐司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

参与（伊藤一秀君） J A北群渋川農協、伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

参与（三田善一郎君） J A赤城たちばなの三田善一郎と申します。よろしくお願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

続きまして、規約第15条の規定によりまして選任されました監査委員であります子持村監査委員の阿久澤明様、よろしくお願いいたします。

監査委員（阿久澤 明君） 子持村監査委員の阿久澤明です。よろしくお願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） なお、同じく監査委員であります赤城村の田子監査委員につきましては、本日所用のため欠席しておりますが、ご紹介申し上げます。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

事務局長（吉原康之君） 任意協議会事務局の事務局長の吉原康之と申します。よろしくお願いいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） 改めまして、私、事務局次長を仰せつかっております五十嵐研介と申します。よろしくお願いいたします。

事務局総務グループリーダー（福島泰利君） 事務局総務グループリーダーの福島と申します。よろしくお願いいたします。

事務局調整グループリーダー（萩原一夫君） 調整グループリーダーを仰せつかります萩原一夫と申します。よろしくお願いいたします。

事務局計画グループリーダー（藤岡孝広君） 伊香保町から派遣になっています計画グループリーダー、藤岡孝広と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局総務グループ（寺島 剛君） 総務グループの寺島と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局調整グループ（灰田幸治君） 調整グループの灰田と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局調整グループ（飯塚玄浩君） 小野上村から派遣になりました調整グループの飯塚です。よろしくお願ひいたします。

事務局計画グループ（笹原 浩君） 渋川市から派遣になりました計画グループの笹原と申します。よろしくお願ひいたします。

事務局計画グループ（須田茂之君） 赤城村から派遣となりました計画グループ、須田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） それでは、ただいまから次第に基づきまして報告事項、協議事項等の議事に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合にはマイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいでからご発言をお願ひいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第10条第2項の規定によりまして議長は会長となっておりますので、議事進行につきましては会長であります木暮渋川市長が行います。

会長、よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局からご説明がございましたように、会長が議長を兼ねるといふこととありますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、委員の出席状況につきまして事務局よりご報告をお願ひいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） 本日の委員数出席数は委員数全数で50名でございます。先ほど皆様から自己紹介がありましたように、本日全員参加してございます。規約第10条の定めによりまして会議が成立していることをここに報告申し上げます。

議長（木暮治一君） ただいま事務局より説明がありましたとおり、委員50名中50名の出席によりまして会議が成立していることの報告がありましたので、よろしくお願ひをいたします。

次に、会議録署名人の指名であります。会議録の署名につきましてはこの後の議事事項において協議する内容となっておりますが、会議の進行上、あらかじめご承認をいただきたいと思ひます。

会議録の署名につきましては、議長が署名することとなっております。各市町村の特別職にお願ひすることとし、今回は名簿順によりまして渋川市の桑島助役にお願ひしたいと思ひます。ご承認をお願ひいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご承認ありがとうございました。

会議録署名につきましては、桑島助役をお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

報告第1号 渋川地区市町村任意合併協議会設置までの経緯について及び報告第2号 渋川地区市町村任意合併協議会規約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

局長。

事務局長(吉原康之君) それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

報告第1号 渋川地区市町村任意合併協議会設置までの経緯について、別紙のとおり報告するものであります。

2ページをお願いいたします。説明につきましては、表の冒頭にあります年月日、事項、内容の欄をそれぞれご覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

まず、最初の平成14年5月28日でありますが、市町村合併に関連をいたしました国や全国さまざまな地域の動向、そして当地域における関係市町村による合併の必要性などの状況を踏まえまして、渋川市長が渋川広域圏の首長に首長クラスの合併研究会の設置を呼びかけましたが、研究会は設置せずに広域組合理事会での勉強会とするということでした承をされたところであります。

しかしながら、その後多少の経過がありました。次の欄でありますが、昨年10月29日でありますが、吉岡町を除く7市町村長による市町村合併研究会が発足いたしました。この日には、先進地事例に見る任意協議会の組織、協議項目等につきまして研究を行い、また情報交換もいたしました。

そして、次の欄、昨年の12月26日には、今年の2月17日までに研究会参加の7市町村が任意協議会設立について意向を表明するという確認をいたしました。

しかしながら、ただいまの方向性の確認をするといいたしました今年の2月17日でありますが、記載のとおり7市町村の足並みがそろいませんので、研究会の継続は確認されたものの、任意協議会設置の方向性は確認されませんでした。

そして、その後ご承知のように、関係市町村におきまして長、議員の選挙がありまして、首長が替わったところもありましたので、その後しばらく時間があいたわけですが、本年の7月2日に8月中旬ごろまでに方向性を出すことが確認され、次の欄でありますが、8月13日に記載の6市町村による任意合併協議会設置につきまして合意をされたわけであります。

この合意を踏まえ、8月16日の欄でありますが、記載の基本的事項につきまして、その後やや変わった部分もありますが、合意がなされたわけであります。一

つは、任意協議会設置の確認書の取り交わしを8月28日にというものであります。二つ目は、任意協議会の設立時期を10月初旬に。そして、三つ目は、職員の派遣と事務局体制につきまして。四つ目が、任意協議会の費用の関係で、そのための予算措置をそれぞれ9月定例会で決定する、そういうものであります。

最下段の8月28日でありますが、渋川地区任意合併協議会設置となったわけがあります。これにつきましては、先ほどの基本的合意では事務的な手続等を勘案いたしまして10月の初旬に設置するとされていたわけですが、関係6市町村長の合意のもとに、この28日に記載のとおり確認書の締結、それに基づく規約の制定及びこの規約によります正副会長がそれぞれ決定を見たところでありませう。先ほど来自己紹介等がありましたが、会長に木暮渋川市長、副会長にその他の5町村長さんが選任されたわけでありませう。会長を含め、委員等につきましては後ほど詳細にご説明をいたします。

次に、3ページをお願いいたします。報告第2号 渋川地区市町村任意合併協議会規約について、別紙のとおり報告するものであります。

4ページをお願いいたします。この規約は、全文で19条から成る比較的条文数の少ない規約であります。

まず、第1条ですが、協議会の設置に関する規定でありまして、渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村は市町村合併に関して協議を行うため、渋川地区市町村任意合併協議会を設置するとするものであります。以下の用語の使い方については、この条文の記載のとおりであります。

第2条は協議事項に関する規定でありまして、五つに分けて規定しております。第1号では合併の是非を含む合併に関する事項、第2号は合併に係る新市建設計画の策定、第3号では合併に必要な調査研究、第4号では住民への協議経過等の情報の提供、第5号では第4号までに定めた事項以外の事項で協議に必要となった事項であります。

次に、第3条であります。協議会の位置に関する規定でありまして、協議会の事務所は会長の属する市、町または村に置くとするものであります。これにつきましては、渋川市に置くということになったわけであります。

第4条は、組織に関する定めであります。第1項は協議会は会長、委員で組織しとするもので、第2項は委員の定数を50人とするものであります。

第5条は会長に関する規定でありまして、第1項は会長の選任について、会長は6市町村長のうちから6市町村の長が協議をして定めた者とするものであります。第2項及び第3項は、説明を省略いたします。

第6条は副会長に関する規定でありまして、副会長は第8条第1項第1号に掲げる委員、つまり6市町村の首長で会長に選任された首長以外の首長すべてを副会長に選任するとする規定であります。第2項は、説明を省略いたします。

第7条は参与に関する規定でありまして、委員のほか第1項にありますように、会長は参与を置くことができるとする規定であります。第2項は、説明を省略いたします。

第8条は委員に関する規定でありまして、第1号から第6号に区分しております。第1号は6市町村の首長のうち会長に充てられた者以外の者、第2号は6市町村の助役またはそれ以外の職員で当該市町村の首長が指名した職員、5ページになりますが、第3号は6市町村の議長及び当該議長が当該市町村の議員から指名した者2名とするものであります。第4号は、6市町村の長が協議してそれぞれ指名した学識経験を有する者3名とするものであります。第5号は第4号とほぼ同様の規定であります。異なりますのは、こちらは6市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者3名とするものであります。

次に、第9条であります。会議に関する規定でありまして、協議会の会議は会長が招集するとするものであります。

第10条は会議の運営に関する規定でありまして、第1項は会議の定足数について委員の半数以上とするものであります。第2項は、会長が会議の議長となるものとしてあります。第3項は会議の公開に関する定めでありまして、この規定では会議は公開を原則としておりますが、ただし書き以降にありますように、公開することにより、規定にありますような事由によって会議の目的が達成されないと認められるときは、会議の議決によりまして一部または全部を非公開とすることができるものとしてあります。第4項は、委員以外の者の出席に関する規定であります。第5項は、会議の運営について議長が会議に諮り、必要事項を定めるとする規定であります。

第11条は小委員会に関する規定でありまして、第1項は協議会はその事務の一部について調査、審議等を行うため、小委員会を置くことができるものとしてあります。これは例えば市の名称や議員の定数などを検討するといった場合に置かれることを想定した規定であります。第2項は、小委員会の組織に関する定めであります。

第12条は幹事会に関する規定で、第1項は幹事会の設置を、第2項はその組織等に関して定めております。

第13条は事務局に関する規定で、第1項は協議会に事務局を置くものとしてあります。第2項は事務局の職員に関する定めでありまして、6市町村の長がそれぞれ指定した者をもって充てるとしてあります。第3項は、事務局の組織等に関する定めであります。

第14条は経費に関する規定でありまして、第1項は経費は負担金、その他収入をもって充てるとするもので、第2項は負担金の額は6市町村の協議によるものとするものであります。

第15条につきましては6ページにわたりますが、出納の監査に係る定めでありまして、6市町村の監査委員のうち、6市町村の長の協議を踏まえ、会長が委嘱をした監査委員2人が監査を行うとする規定であります。第2項は、説明を省略いたします。

第16条及び第17条につきましては協議会の財務等に関する規定であります、説明を省略いたします。

第18条は協議会解散の場合の措置に関する規定でありまして、協議会が解散した場合には協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するとするものであります。

第19条は補則でありまして、この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が会議に諮って定めるとするものであります。

附則は施行期日の定めでありまして、平成15年8月28日から施行するとするものであります。

8ページをお願いいたします。これは、ただいま説明をいたしました規約に基づきましてお願いをいたしまして、本日それぞれ自己紹介をいただいたわけですが、ご出席をいただいております委員等の名簿であります。

重複いたしますが、会長は木暮渋川市長であります。以下、規約8条に定めておりますまず1号委員であります、副会長であります記載の関係5町村長さんであります。

同様に2号委員は、記載の助役さん等であります。

3号委員は、記載の関係市町村それぞれの議長さん外2名の議員の方々であります。

9ページをお願いいたします。4号委員であります、学識経験者たる委員で関係市町村から各3名を備考欄にあります団体から推薦をいただきました記載の方々であります。

5号委員は、先ほどの規約の説明のとおり、6市町村長協議によりまして選任をいたしました学識経験者たる委員でありまして、医療福祉関係から渋川地区医師会長の桜井先生を、教育関係、それから合併問題に取り組まれております高崎経済大学の戸所先生を、そして行政関係ということで県埋蔵文化財調査事業団の理事長であります小野さんをそれぞれお願いをいたしました。

次の参与であります、県議会の角田議員、大林議員、真下議員の3名の方々と県の高橋渋川行政事務所長さん、それからJA北群の伊藤副組合長さん、JA赤城たちばなの三田組合長さんを選任いたしました。

監査委員には、赤城村の田子監査委員さんと子持村の阿久澤監査委員さんを選任いたしました。

10ページをお願いいたします。これは、ただいま規約の説明で触れました任意

協議会の組織を体系的にまとめたものであります。

まず、最上段には、先ほど説明の任意協議会の構成メンバーの状況をまとめております。会長及び委員は51人でありまして、内訳は記載のとおりであります。

それから、協議会には、図に示しますように下部組織といたしまして、幹事会、専門部会、分科会を置くことにしております。

幹事会につきましては、先ほどの説明のとおり規約に基づきまして設置し、記載のとおり構成市町村の助役、収入役等32人の構成で、協議会に提案するさまざまな事項について協議、調整をしていただくこととなります。この幹事会が事務レベルの最高機関と位置づけておりました。

次に、その下の専門部会ではありますが、各市町村の部課長で構成をしていただき、八つの部会といたしたいと考えております。ここでは、幹事会等に上げる前の調整方針案等を検討していただくこととなります。

最下段にあります分科会ではありますが、市町村の係長や実務担当で構成をしていただき、28の分科会を設けることにしております。ここでは、調整方針原案の作成を行っていただくことにしております。

以上、任意協議会、そして下部組織である幹事会、専門部会、分科会間のそれぞれの関係ではありますが、矢印に付して記載をしてありますが、それぞれそういったやりとりをしながら検討等を必要とするさまざまな事項につきましてまとめていく、こういったことになろうかと思っております。

それから、右側に縦書きになっておりますが、任意協議会の事務局であります。先ほどの規約の説明のとおり、各市町村から派遣をしていただきました総勢10名の職員で構成いたしまして、それぞれ記載の役割を担っていくこととなります。

それから、一番右端にあります各、各市議会、各市町村の合併担当課との連絡調整、各市町村住民に対する広報広聴などにつきましても、この事務局が大きな役割を担っていくこととなります。

下段にはただいま説明をいたしましたそれぞれの組織の役割につきましてさらに詳細に整理したものでありますが、これにつきましては説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） ただいま報告第1号及び報告第2号につきまして事務局の説明が終わりました。

この件につきましてご質問等ございましたらお願ひをいたします。

はい。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野と申します。1点だけでございます。

4ページ、協議会規約の第6条の2項ですか、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序によりその職務を代理すると、このようにあります。当然それによろしいんではございますけれども、会長が定め

る順序によりということと、会長があらかじめ定めた順序というのは意味が違おうだろうというふうに思います。したがって、現時点であらかじめ定めた順序というのがはっきりしておれば、やはりそれは明確にしておく方が今後の運営といたしますか、中において大事なことはないかというふうに思いますので、もし決まっておりますれば説明していただきたいというふうに思います。

以上です。

事務局長（吉原康之君） 失礼いたしました。これにつきましては既に決定をいたしております、赤城の永井村長さんをお願いすることで決定をしております。よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） よろしいですか。

委員（塩野光弘君） 結構です。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質疑も特にないようでありますので、ただいま上程いたしました報告第1号及び第2号につきましては終了させていただきます。

次に、報告第3号 渋川地区市町村任意協議会幹事会規程について及び報告第4号 渋川地区市町村任意合併協議会専門部会規程について、さらに報告第5号 渋川地区市町村任意合併協議会分科会規程についてを一括議題として報告をいたします。

事務局よりお願いをいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） それでは、資料の11ページをごらんいただきたいと思っております。ただいま会長からご説明申し上げましたとおり、報告第3号から報告第5号まで一括ご報告申し上げたいと思っております。

これらは報告第2号の規約の説明で、それと関連いたしますわけではありますが、10ページで説明いたしました任意協議会の組織と役割の体系図でご説明いたしました協議会の下部組織であります幹事会、専門部会、分科会、それぞれの組織や運営に係る規定であります。

まず、報告第3号であります、渋川地区市町村任意合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり報告するものであります。

12ページをお願いいたします。まず、第1条の趣旨であります、この規程は報告第1号で説明をいたしました規約第12条2項の規定に基づきまして、幹事会の組織運営に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は所掌事務に係る規定でありまして、幹事会は協議会長の指示を受け、協議会に提案する事項について協議または調整するものであります。

第3条は組織に係る規定でありまして、後ほど説明をいたしますように、別表

に定めるものとしておりまして、ただし書きにつきましては別表に定める職にある者が欠員のときは当該市町村長が指定する職の者を充てることができるとする規定であります。

第4条は役員に係る規定でありまして、第1項は幹事会に会長1名と副会長5名を置くとするものでありまして、第2項は第1項のいずれの役員も協議会の会長が指名するとするものであります。

第5条は役員の職務に関する規定でありまして、第1項は幹事会長が幹事会を代表すること等を、第2項では副会長の幹事会長に対する補佐と会長の事故時等の職務の代理に関する定めであります。

第6条は会議に関する規定でありまして、会議は会長が招集し、その議長となるとするものであります。

第7条は専門部会に係る規定でありまして、第1項は幹事会が所掌する事項の一部につきまして、より専門的な協議または調整するために幹事会に専門部会を置くとするものであります。第2項は、説明を省略いたします。

第8条は報告に関する規定でありまして、幹事会会長は幹事会の協議または調整の経過等につきまして協議会の会長に報告するとするものであります。

第10条及び第11条は、説明を省略いたします。

13ページになりますが、附則であります。施行期日を定めるものでありまして、平成15年10月5日から施行するとするものであります。

別表は、先ほどの第3条に規定する幹事会の構成員について整理をしたものであります。

14ページをお願いいたします。これは実際に選任をいたしました幹事の名簿でありまして、会長には渋川市の桑島助役、副会長には関係5町村の助役または収入役さんで、それぞれ記載のとおりであります。会長の職務代理者は、子持村の信澤助役さんであります。

15ページをお願いいたします。報告第4号 渋川地区市町村任意合併協議会専門部会規程について、別紙のとおり報告するものであります。

16ページをお願いいたします。第1条は、趣旨に係る規定であります。この規程は、先ほどご説明いたしました幹事会規程第7条第2項の規定に基づきまして任意協議会の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとするものであります。

第2条は所掌事項に関する規定でありまして、幹事会会長の指示を受け、規約第2条の事項について専門的に協議または調整するとするものであります。

次の組織に係る第3条、役員に係る第4条、役員の職務に係る第5条、会議に係ります第6条につきましては、先ほどの幹事会規程と同趣旨の規定でありますので、説明を省略いたします。

第7条の分科会に係る規定であります。第1項は専門部会に分科会を置くことができるとする規定でありまして、第2項はこの分科会の運営等の規定を会長が別に定めるとするものであります。

第8条から第10条につきましては説明を省略いたしまして、附則であります。施行期日に係る定めでありまして、平成15年10月5日から施行するとのものであります。

17ページをお願いいたします。これは、専門部会構成員メンバーであります。ご覧のとおり、先ほども説明いたしましたが、八つの専門部会を設けまして、構成員の総数であります。延べ人数になります。欄外にありますように160人となります。

18ページをお願いいたします。報告第5号であります。報告第5号 渋川地区市町村任意合併協議会分科会規程について、別紙のとおり報告するものであります。

19ページをお願いいたします。この規程につきましては、専門部会規程と第1条以下それぞれ同趣旨の規定でありますので、説明は省略いたします。

下の方をご覧いただきたいと思いますが、附則であります。施行期日に係る定めでありまして、平成15年10月5日から施行するとのものであります。

次の20ページ、21ページは、分科会構成員名簿であります。20ページをご覧いただきたいと思いますが、左側の欄であります。1の総務企画部会には11、それから2の住民部会には三つ、それから21ページになりますが、3の保健福祉部会には三つ、4の産業経済部会には三つ、5の建設部会には二つ、6の上下水道部会には二つ、7の教育部会には三つの分科会をそれぞれ設置いたしまして、合計いたしますと27の分科会となります。

ここで訂正をさせていただきます。先ほど体系図の説明で「28」と申し上げましたが、実際の整理では「27」というようなことありますので、「27」ということでよろしくをお願いいたします。

それぞれの分科会の構成人数であります。記載のとおりでありまして、総数は延べ人数であります。21ページであります。左下の欄外にありますように368人となります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 報告第3号から5号までの説明が終わりました。

この件につきましてご質問等ございましたらお願いをいたします。特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようでありますので、お聞き取りいただいたこととということで、次に報告第6号 渋川地区市町村任意合併協議会事務局庶務規程に

ついて、報告第7号 渋川地区市町村任意合併協議会財務規程について、報告第8号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてを一括議題といたします。

報告の説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） 資料の22ページをご覧くださいと思います。報告第6号から報告第8号まで一括ご報告申し上げるわけではありますが、これらは事務局の事務執行等の基準となります規程と委員等の報酬及び費用弁償に係る規程であります。

まず、報告第6号 渋川地区市町村任意合併協議会の事務処理規程について、別紙のとおり報告するものであります。

23ページをお願いいたします。第1条はこの規程の趣旨に関するものでありまして、協議会事務局の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるとするものであります。

第2条は事務分掌に係る規定でありまして、事務局は第1号の協議会及び幹事会等の会議に関する事、第2号の協議資料の作成に関する事等、以下第5号までの事項を分掌するとする定めであります。

第3条は組織に関する規定でありまして、ただいまの第2条の各号の事務を処理するため、事務局に総務グループ、調整グループ、計画グループを置くとするものであります。

第4条は職員に関する規定でありまして、事務局に第1号の事務局長、第2号の事務局次長、第3号のその他の職員を置くとするものであります。

職員の職務に関する第5条、職務権限に関する第6条、24ページになりますが、文書の取り扱いに関する第7条、公印の取り扱いに関する第8条につきましては、説明を省略いたします。

第9条の職員の服務に関する規定でありまして、第1項は職員の勤務時間は会長市町村の例、渋川市の例ということになりますが、によるとするものであります。第2項は、第1項で定めるもののほか、職員の服務及び勤務条件は後ほど説明をすることにしております協定書に基づくものとする規定であります。

第10条は職員の給与等に係る規定でありまして、第1項は職員の給与は所属市町村の負担とするものであります。第2項は、職員の旅費について会長市町村の例により算出し、協議会の予算において支給するとするものであります。

第11条の説明は省略いたしまして、附則であります。施行期日に係る定めでありまして、平成15年10月5日から施行するとするものであります。

別表の説明は省略いたします。

25ページをお願いいたします。報告第7号 渋川地区市町村任意合併協議会財務

規程について、別紙のとおり報告するものであります。

26ページをお願いいたします。第1条はこの規程の趣旨に関するものでありまして、協議会規約第16条に基づき、協議会の予算編成、現金の出納、その他財務に関し、必要な事項を定めるとするものであります。

第2条は歳入歳出予算に関する規定でありまして、第1項は協議会予算は関係6市町村の負担金等をもって歳入とし、協議会に係る経費をもって歳出とするものであります。第2項は会計年度に係る規定でありまして、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わるとするものであります。第3項は、毎年度の予算の調整にかかわる規定でありまして、協議会会長が調製し、協議会の承認を得なければならないとするものでありまして、第4項はただいまの第3項の承認後、当該予算の写しを6市町村の長に速やかに送付しなければならないとするものであります。

第3条は、予算の補正に関する規定であります。第1項は会長が予算補正の必要性によって6市町村の長に申し出るとするものでありまして、第2項はただいまの第1項の申し出に基づきまして6市町村において補正すべき額を決定したとき会長は補正予算を調製し、協議会の承認を得なければならないとする定めであります。第3項は、説明を省略いたします。

次の第4条、第5条、第6条、27ページになりますが、第7条は、説明を省略いたします。

第8条は出納の閉鎖に関する規定でありまして、翌年度の5月31日をもって閉鎖するとするものであります。

第9条は、説明を省略いたします。

第10条は決算等に関する規定でありまして、第1項は会長は毎会計年度終了後決算を調製し、監査委員の監査に付し、協議会の認定を受けなければならないとするものであります。第2項は、ただいまの第1項の認定を得たときは、決算の写しを6市町村長に送付しなければならないとする規定であります。

第11条は、説明を省略いたします。

附則であります。第1項は施行期日を定めておりまして、平成15年10月5日から施行するとするものであります。第2項はいわゆる経過規定でありまして、先ほど説明をいたしました第2条第2項で定める会計年度につきまして、今年度は中途でありますので、その開始を施行日からとするものでありまして、終期につきましては第2条第2項と同様に、平成16年3月31日までとするものであります。

以下の別表については、説明を省略いたします。

28ページをお願いいたします。報告第8号 渋川地区市町村任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり報告するものであ

ります。

29ページをお願いいたします。この規程であります。第1条はこの規程の趣旨に関するもので、協議会規約第17条の規定に基づきまして、会長、委員、参与及び監査委員の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるとするものであります。

第2条は、協議会委員等の報酬を6,100円とするものであります。ただし書きは支給しない者の範囲の定めでありまして、1号は6市町村の長、助役、その他常勤職員、2号は6市町村議会議員、3号は群馬県の常勤職員、4号は群馬県議会議員とするものであります。

第3条は費用弁償に関する規定でありまして、協議会委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、会長の属する市、町、村の規定により、市町村長がこれを行うときの例によるものとしてあります。

第4条は、説明を省略いたします。

附則は、施行期日を平成15年10月5日からとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（木暮治一君） 報告第6号から第8号につきまして説明が終わりました。

この件につきましてご質疑等がございましたらお願いをいたします。特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようですので、お聞き取りいただいたということで、次に報告第9号の渋川地区市町村任意合併協議会委員等の公務災害補償に関する協定書について及び報告第10号 渋川地区市町村任意合併協議会設置に係る従事職員の身分の取扱いに関する協定書についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） それでは、30ページをお願いいたします。ただいままでにご説明をいたしました報告第3号から報告第8号まではそれぞれ規程という形式で整理をいたしておりますが、これらと異なりましてこれからご説明いたします報告第9号及び報告第10号は協定書という形で整理をしております。前者、つまり規程の形式で整理したものにつきましては、報告第2号の協議会規約の中でそれぞれ該当する条文において会長が別に定めると規定されているからでありまして、報告第9号及び報告第10号につきましてはそのような定めがない事項のうち特に重要な事項、つまり後ほど説明をいたしますが、委員等の公務災害補償に関する事項と協議会事務局の従事職員の身分の取り扱いに関する事項についてそのような規約上の定めがないことから、協定書の形式で整理をいたしましたものであります。

それでは、まず報告第9号 渋川地区任意合併協議会委員等の公務災害補償に関する協定書について、別紙のとおり報告するものであります。

31ページお願いいたします。まず、前文、前の文であります。協議会の会長、委員、参与及び監査委員の公務災害補償の取り扱いについて、次のとおりとするものであります。

第1条であります。制度の適用に係る規定であります。協議会委員等が協議会活動中、または協議会会議等への出席のため移動中に生じた災害によって公務災害補償の適用を受けるような場合においては、渋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の例によりこれを行うとするものであります。

第2条は経費の負担に係る規定でありまして、第1項はただいまの第1条により、協議会委員等に公務災害補償を適用した場合の経費は6市町村が均等に負担するとするものであります。第2項は、第1項の経費の一部に充てるため、協議会において傷害保険に加入するとするものであります。参考までに本日の会議につきましても、一応予算成立前ということではありますが、既に保険に加入したところであります。

第3条は適用除外に係る規定でありまして、それぞれ記載の常勤の職員については適用を除外するとする定めであります。

32ページは協定書の締結日ではありますが、本日からとするものであります。

33ページをお願いいたします。報告第10号 渋川地区市町村任意合併協議会設置に係る従事職員の身分の取扱いに関する協定書について、別紙のとおり報告するものとしてあります。

34ページをご覧くださいと思います。前文であります。記載の6市町村は任意合併協議会の設置に伴い、協議会事務局に従事する職員の身分の取扱いについて、下記のとおり協定を締結するとしています。

下記の1であります。従事職員を協議会規約第13条第2項に基づき別表の者を指定するものとしてありまして、別表につきましても後ほど説明をいたします。

2は従事期間でありまして、平成15年10月5日から、本日からあります。実際には既にご説明いたしましたように、9月1日から渋川市の合併準備室において実務を担当していただいております。協議会の事務局が本日からということありますので、ここではこのように整理をいたしましたわけあります。

3は従事場所であります。渋川市のこれまで渋川広域組合の事務所であったところを事務局として使っておりますので、そこが従事場所ということになります。

4は、身分に係るものでありまして、所属市町村の職員の身分を保有するとするものであります。

5は給与に係るものでありまして、従事職員の給与は所属市町村が負担とするものであります。

以下の昇給、昇格及び昇任から35ページになりますが、12の公務災害補償につきましては説明を省略いたしまして、13であります。従事期間の更新であります。2に定める従事期間の満了の日までに関係市町村から何らの意思表示もなされないときは当該従事期間はさらに1年更新されるものとし、その後もまた同様とするものであります。

以下につきましては説明を省略いたしまして、36ページにまいります。この協定の締結日は記載のとおり本日とするものであります。

37ページをお願いいたします。先ほど1で説明いたしました従事職員であります。ご覧のとおりでありまして、所属市町村名、職名、氏名を整理をいたしましたものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（木暮治一君） ただいま報告第9号及び10号につきましての説明が終わりました。

ご質問等がございましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようですので、お聞き取りいただいたことといたします。

ここで、10分間の休憩といたします。

休 憩

議長（木暮治一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。協議事項に入ります。議案第1号 渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） 説明を申し上げる前に、先ほど体系図のところ幹事会の人数を「32人」と申し上げましたが、幹事会の人数は「30人」でありますので、訂正をお願いしたいと思います。

それでは、38ページをお願いいたします。議案第1号について説明をいたします。渋川地区任意合併協議会会議運営規程につきまして、別紙のとおり提出するものであります。

39ページをお願いいたします。まず、第1条は趣旨に関する規定でありまして、この規程は先ほどご報告いたしました渋川地区任意合併協議会規約第10条第5項に基づき、任意合併協議会の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるとするものであります。以下の用語の使い方については、本条記載のとおりであります。

第2条は表決に関する規定でありまして、会議の議事は出席委員の過半数をもって決するとするものでありまして、ただし書きは表決の要件を加重する定めであります。議長が必要と定めるときは、出席委員の3分の2以上をもって決するとするものであります。

第3条は会議録に関する規定でありまして、第1項は議長は次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するとするものであります。ご覧のように第1号から第5号にわたり規定をいたしてありまして、第1号では会議の開催日時及び場所、第2号では出席及び欠席委員等の氏名、第3号では会議に付した案件、第4号では議事の内容、第5号ではその他必要と認める事項をそれぞれ定めております。第2項は会議録署名人に関する規定でありまして、会議録は議長及び議長が指名する出席委員1名が署名するとするものであります。

第4条は会議の公開に関する規定でありまして、会議録及び会議に提出された資料は原則として公開するとするものであります。次の議案第2号の事業計画で詳細に説明しておりますインターネットのホームページなどへの掲載によりまして公開をしていきたいと考えております。

第5条は、会議の傍聴に関する規定でありまして、第1項では会議は傍聴することができるとするものでありまして、ただし書きは委員の過半数の賛同があるときは一部または全部を非公開とすることができるとする規定であります。第2項は傍聴人の定員30人とするもので、ただし書きは人数を会場の規模に応じて調整することができるとする定めであります。

次の傍聴の手續に関する第6条、傍聴人の入場制限に関する第7条、秩序の維持に関する第8条につきましては、説明を省略いたします。

第9条は補則でありまして、この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定めるとするものであります。

附則は施行期日を定めるものでありまして、平成15年10月5日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま議案第1号につきまして説明が終わりました。

この件につきましてご質問等ございましたらお願いをいたします。

はい。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。

ほばいいかなというふうに思うんですが、ある意味では要望的な意見になるんですけれども、きょうの会議を見ていましてかなりスムーズに運行されている、そのことは評価をすべきだというふうに思うんですが、実はこれからさまざまな具体的な案件がこの任協の会議の中で出てくるだろうというのは十分予想をされます。そういった意味で、会長冒頭に言いましたように、真摯な論議というのがやはり必要になってくるだろうというふうに考えます。そういった意味では、やはり会議資料と申しますか、この部分をでき得れば会議以前に私どもの方にお渡しできないでしょうかということでございます。合併というのは、当然、住民、行政、それから議会、こういった分野においてやはりきちんと論議をされていくということが私は必要ではないかというふうに考えます。そういった意味では、十分な論議を持ってこの場に臨んで、真摯な論議をしながらスムーズに問題を解決をしていくという態度がやはり必要なんではないかと。したがって、今後の任協に関する資料の提出につきましてはこの場で渡されるというのではなくて、いや、大変な仕事だというふうには考えますけれども、でき得れば5日前とか、1週間前とか、その程度の期限を守っていただいて事前に交付をしていただければ、各市町村における事前の論議というものが当然できるはずだというふうに考えます。したがって、そういった部分を何らかの形でお考えいただきましてやっていただければありがたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 会議につきましては、後ほど説明する資料にもあるわけでありまして、任意協議会のあらかじめの開催回数を9回というふうに考えておりまして、これについてもあらかじめ日程等を既に予定しております。その進め方といたしましては、今お話にもありましたけれども、例えばきょうの任意協議会できょうの議案をいろいろご協議いただくのと同時に、今後は次回にご協議いただく項目についても、例えばきょう第2回の任意協議会をするというようなことで任意協議会の協議事項決まっていれば、それをあらかじめその前の協議会で説明をすると、こういうことが一つあります。それから、お話のように資料が非常に膨大になる部分もありますので、今後検討いたしまして、できるだけお話がありましたように非常に重要な問題でありますから、あらかじめ前もって配付をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） はい、どうぞ。

委員（塩野光弘君） ありがとうございます。考え方としてはそれでよろしいと

いうふうに思います。できるだけ、例えばきょうの第1回があって、その積み越しがあって、なおかつ問題があるというふうな部分は次の会議の中で遡及してというような言い方はおかしいんですけども、やはり提起をさせていただいて論議をしていただくという部分も含めて、でき得る限り、日程は切りませんけれども、早目に提出していただければ、各員はそれを持って会議に出席をすればよろしいわけですので、個人送付でも、これは大変でしょうけど、あるいは議会事務局あてに送っていただければ、事務局でそれに対応してもらおうというふうなことも可能なわけでございますので、ぜひそちらの方を再度論議をしていただきまして、取り進めていただければありがたいというふうに考えます。

以上です。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかに質疑もないようですので、それではお諮りをいたします。

ただいま上程をいたしました議案第1号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第2号 渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度事業計画及び議案第3号 平成15年度歳入歳出予算につきましては関連がございますので、一括して協議をお願いしたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） 41ページをご覧いただきたいと思います。議案第2号についてご説明申し上げます。

渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度事業計画について、次のとおり定めるものであります。本年度は、事業を五つに区分して整理しています。一つは、新市建設計画案の策定であります。詳細につきましては、議案第4号におきましてこの計画案の策定方針について議案をお願いしておりますので、そこで申し上げたいと思いますが、この新市建設計画は市町村合併に際しまして合併関係市町村の住民に対し合併市町村の将来に関するビジョンを与えるものであります。住民が合併の適否を判断する際の極めて重要な資料になるものであります。そして、この計画を基礎といたしまして、さまざまな財政措置が講じられることになっていまして、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、合併市

町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならないとされておるわけでありませう。

次の2は、事務事業の調整方針案の策定であります。これにつきましても議案第6号でその決定をお願いしておりますので、詳細はそちらで説明いたすことにしておりますが、現在6市町村ではさまざまな事務事業を行っており、分類の仕方にもよりますが、大ざっぱに見ても1,500項目にも上ると考えております。同一の内容で行われているものもありますが、多くは異なっております。そこでこれら異なるものについての調整が必要になるわけでありませうが、これはそのための調整方針案であります。

次の3でありますが、協議会だよりの発行と4のホームページの作成につきましては、住民に対する情報の提供をより多くスムーズに行うということで考えている事業でありませう、この協議会だよりは任意合併協議会の内容を掲載すること、また4のホームページの作成につきましては、先ほどの協議会の運営規程で説明いたしましたように会議録の公開ということを考えておりませう、事務所への備え置きのほか、このホームページに会議録を掲載していくことにしております。このホームページには、このほかの情報もできるだけ掲載していくことにしております。

5は、1から4以外のものさまざまな調査研究をするとするものであります。

次に、42ページをご覧いただきたいと思ひます。議案第3号 渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度歳入歳出予算についてご説明申し上げます。

渋川地区市町村任意合併協議会平成15年度歳入歳出予算は、次に定めるところによりたいと思ひます。

第1条第1項でありますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,620万円としたいと思ひます。2項でありますが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は次表によりたいと思ひます。

43ページお願いいたします。まず、歳入について申し上げます。1款の負担金でありますが、1,619万9,000円でありませう、1節市町村負担金の説明欄の市町村それぞれが、金額欄にありますように、渋川市696万円、負担割合でありますが、42.97%。以下同様にいたしまして、伊香保町124万3,000円、7.67%、小野上村100万3,000円、6.19%、子持村233万4,000円、14.41%、赤城村257万2,000円、15.88%、北橋村208万7,000円、12.88%を負担します。これは、均等割20%、人口割50%、基準財政需要額割30%といたしまして積算したものであります。

これにつきましては次のページ、議案第3号参考資料をご覧いただきたいと思ひますが、冒頭の合併協議会における市町村の負担割合ということでもとめましたものでありませう、その表はただいま申し上げました負担割合を詳細に整理したものであります。主要なものは重複いたしますので、内容につきましては省略

いたします。

また、43ページにお戻りいただきたいと思いますが、2款の諸収入であります。預金利子1,000円を見込んだものであります。

以上の結果、最下段であります。歳入合計は1,620万円となります。

次に、歳出について申し上げます。款の欄にありますように、歳出予算は大きくは1款の協議会費、2款の事業費、3款の予備費から成っています。

まず、1款の協議会費であります。486万3,000円です。その内容であります。1項1目会議費、これは165万5,000円で、その主なものは委員報酬に係る1節報酬、会議賄いなどに係る11節需用費、会議録作成に係る13節委託料などです。

次の1項2目事務局費は320万8,000円で、主なものは臨時職員に係る7節の賃金、消耗品など事務費に係る11節の需用費、郵便料に係る12節役務費、パソコンの使用に係る19節の負担金です。

次に、2款事業費です。1,083万7,000円です。その内容です。1項1目広報費です。283万7,000円で、印刷製本費に係る11節需用費とホームページ作成委託に係る委託料です。

その下になります。2項1目調査研究費800万円は13節の委託料に係るものでありまして、説明欄に記載のとおり、新市建設計画策定委託料590万円と新市例規集立案策定委託料210万円の合計です。

これらにつきましては、次ページの先ほどの参考資料をご覧くださいと思います。中ほどにあります調査研究費年次計画内訳のまず1の新市建設計画策定業務の表をご覧くださいと思います。新市建設計画の策定につきましては本年度と16年度の2カ年で作成することにしておりまして、15年度は先ほども申し上げました590万円、16年度は472万5,000円、合計1,062万5,000円の経費を予定しております。それぞれの年度の業務内容は、業務内訳の欄のとおりです。

その下の2の新市例規立案策定業務です。これにつきましては業務量の関係で本年度から平成17年度までの3カ年の予定で進めます。15年度は先ほど申し上げましたとおり210万円、16年度は420万円、17年度は105万円で、合計735万円を予定しております。先ほどの新市建設計画の場合と同様です。業務内容は業務内訳の欄のとおりです。

43ページにお戻りいただきたいと思いますが、次に、下の方にあります予備費です。50万円を計上させていただきました。

以上、合計額、最下段です。1,620万円です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 議案第2号及び議案第3号につきましての説明が終わりまし

た。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) 特に質問等もないようですので、お諮りをいたします。

議案第2号及び議案第3号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号及び議案第3号につきましては、原案のとおり決定されました。

続いて、議案第4号 新市建設計画の策定方針についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長(吉原康之君) 45ページをお願いいたしたいと思います。議案第4号 新市建設計画策定方針についてご説明いたします。

渋川地区市町村任意協議会における新市建設計画の策定方針を次のとおり定めるものであります。

まず、1は計画の趣旨であります。先ほどの事業計画の説明の中でも触れましたが、6市町村の速やかな一体性の確立を促し、地域の個性を生かしながら均衡ある発展と住民福祉の向上を目指し、新しいまちづくりを行うための総合的かつ計画的な行政の運営を図る基本方針や具体的な施策の方向を示すとするものであります。

2は、計画の区域であります。渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村及び北橋村の全地域を本計画の地域として定めるものであります。

3は計画の期間でありまして、概ね10カ年とするものであります。

4は計画の構成でありまして、新市将来構想、これには基本理念と基本方針が含まれます。それから、ただいま申し上げた基本方針に基づく施策、公共施設の統合整備、そして財政計画の4項目を主体とした構成とするものであります。

46ページをお願いいたします。これはただいま説明をいたしました新市建設計画の策定方針の参考資料でありまして、4の計画の構成の部分についてやや詳細に整理をしたものであります。

まず、1の計画の趣旨であります。これは先ほどのとおりでありますので、説明は省略いたします。

次の2は、計画の内容であります。(1)は計画対象の区域、(2)は計画の期間、(3)は本計画の構成であります。やはり先ほどと同様説明は省略いたします。

次に、3の基本方針及び施策主要事業であります。ここで整理をいたしておりますのは、冒頭の記載のとおり計画の策定に当たりましての視点でありまして、以下のような視点で取り組むとするものであります。

まず は、関係市町村の総合計画の尊重ということと、国を初め県の上位計画、そして渋川地区広域市町村圏振興整備組合の広域圏計画との整合性や一体性に努めるとするものであります。

次の47ページをお願いいたします。 は、関係市町村の持つ地域の文化、伝統を尊重してということでありまして。

は、関係市町村のそれぞれの政策課題を合併後の地域全体の課題としてとらえ、合併による効果が期待できる新たな事業について検討するとするものであります。

は、合併後10年間のまちづくりの基盤整備を確実に進めるとともに、中長期的展望に立ってこの計画を策定するとするものであります。

は新市移行の際の視点でありまして、住民生活に支障のないよう住民サービス等の向上に努めるとともに、住民の意向を反映したハード、ソフト面の整備を進めるとするものであります。

は、均衡な発展と公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努めるとするものであります。

は地方分権への対応や行政の効率化等に係るものでありまして、事務事業の見直し、適正な職員体制、行政組織運営の合理化などに係るものであります。

は合併特例債等の地方債の活用に係るものでありまして、財政計画を踏まえて検討するとするものであります。いわゆる特例債は有利な地方債だということではありますが、特例債を活用した事業でも概ねその3分の1は自主財源が必要でありまして、後年度負担ということから考えますと、この8の視点は非常に重要であると考えられます。

次に、大きな4であります。公共的施設の統合整備に係るものであります。6市町村にはさまざまな公共的施設がありますが、これらの統合整備については地域のバランスや合併によって住民生活に急激な変化を及ぼすことのないよう十分に配慮するとするものであります。

最後の5の財政計画であります。以下の視点で策定に取り組むとするものであります。

まず、 は合併後も健全な財政運営を基本とするものとするものであります。

は、財政計画は、人口の将来見込み、新市のまちづくりを加味した計画とするものであるとあります。

は財源に係るものでありまして、特に地方交付税、国等の補助金などの依存財源など過大に見積もらず、先ほどの にも関係いたしますが、健全な財政運営

に裏づけられた計画にするとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 議案第4号につきましての説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いをいたします。特にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようですので、お諮りをいたします。

議案第4号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号は原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第5号 合併協議項目及び議案第6号 行政制度の調整方針につきましては相互に関連がございますので、一括してご協議を行いたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） それでは、48ページをお願いいたしたいと思います。議案第5号 合併協議項目を別紙のとおり提出するものであります。別紙については、49ページから54ページにわたるものであります。

49ページをお願いいたします。これは協議項目を一覧表にしたものでありまして、協議項目を大きく三つに分けて整理をしております。

まず、の基本的協議事項であります。これには冒頭の合併の方式に係ることを含め、全部で四つの項目があります。

次に、大きなの合併特例法による特例措置に関わる事項であります。これには冒頭の議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することを含めまして、全部で五つの項目があります。

次の下の方になりますが、のその他必要な協議事項であります。冒頭の町名、字名の取扱いに関することを含めまして大きくは16項目あります。このうち左の欄をご覧いただきたいと思いますが、番号の24に各種事務事業の取扱いに関することというのがありますが、この項目についてはさらに項目を分けておりまして、全部で22項目あります。したがいまして、大きなの項目数は延べで36項目となりまして、先ほど申し上げましたの基本的協議事項からのその他必要な協議事項の総数は46項目となります。実際に調整を行う場合には項目によってはさらに細分化する必要があるとしまして、そうすると区分の仕方にもよりますが、先ほども申し上げたとおり、およそ1,500項目にも上るのではないかと考えてお

ります。

次に、50ページをお願いいたしたいと思います。このページから53ページは、ただいま説明をいたしました各種協議項目につきまして、協議内容とその協議を必要とする理由を整理しております。幾つか拾ってご説明いたしますと、まずの基本的協議事項の小さい1になりますが、合併の方式に関することではありますが、協議内容の欄を見ますと、合併の方式は新設合併と編入合併とに分かれますが、どちらの形態を選択するか協議することになるわけでもあります。そして、その右の欄になりますが、説明の欄を見ていただきますと、この方式の協議ということは合併協議の中でも最も基本的な事項でありまして、他の項目の協議の土台をなすもので、優先して議論される事柄であること、そしてどちらかの方式を選択することによりまして合併に係る事務手続も大きく変わってくるので、できるだけ早い時期に方式を決めることが協議の進展につながるとしております。

以下、それぞれの項目について同様に見ていただきまして、詳細につきましては説明を省略いたします。

次に、大きな の合併特例法による特例措置に関わる事項ではありますが、冒頭にあります小さい数字の5の議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することではありますが、協議内容の欄を見ますと、定数や任期に関して合併特例法の特例措置を適用するかどうか、また適用する場合はその方法を協議することになります。さらに、新市の議会の定数を協議します。そして、その右の説明欄ではありますが、先ほどの合併の方式によりまして異なる項目でありまして、例えば新設合併であれば合併関係市町村のすべての議員が身分を失い、編入合併であれば編入される市町村の議員が身分を失うことになるのが原則であるとしておるわけでありませぬ。しかしながら、合併前の市町村の住民意見を合併後の行政に適切に反映させる必要があることから、合併特例法では合併の形態によりまして合併後の一定期間に限り議員の定数や任期に関する特例措置が定められておるわけでもあります。この特例措置を適用するか否か、適用する場合はその方法を協議会で協議する。そういったことがここに記載しております。

51ページをお願いいたします。 のその他必要な事項についてご覧いただきたいと思います。これにつきましても、 と の場合と同様に整理してありまして、先ほどの項目によってはさらに細分化する必要があると申し上げましたが、特にこの に区分された項目についてその必要性が生じてくると考えております。

以下は説明を省略いたしまして、55ページをお願いいたします。議案第6号行政制度の調整方針についてではありますが、行政制度の調整を統一的かつ体系的に行うため、行政制度の調整方針を次のとおり定めるものであります。

詳細には次ページ以降の参考資料によって説明することにしてありますが、次の六つの調整方針を定めることにしております。まず、1の文末の括弧内にあり

ますように、一体性の確保の原則であります。2は、同様に見ていただきまして、住民福祉の向上の原則であります。3は、負担公平の原則であります。4は、健全財政運営の原則であります。5は、行政改革推進の原則であります。6は、適正規模準拠の原則であります。

56ページをお願いいたします。これは、ただいま説明をいたしました議案の行政制度の調整方針を詳細に整理した資料であります。まず、基本的な考え方がありますが、文章の冒頭の3行目までの文章では行政制度の調整の意義について整理をしております、それを申し上げますと、現在各市町村が行っている各種の事務事業につきまして現況を踏まえ、新市において当面どのような事務事業を進めていくのか明らかにすることであるということでもあります。

次の3行になるわけですが、先ほど説明をいたしました議案の六つの基本原則に関することを述べておりまして、この六つの基本原則を総合的に勘案するとするものであります。

次に、1であります、一体性の確保ということで、新市への移行によって住民生活に支障を来さないよう、特に例えば住民票など各種証明書の発行、福祉サービスなど住民生活にかかわる事項につきましては、混乱を来さないよう速やかに一体性の確保に努めるということでもあります。

2は住民福祉の向上の原則であります、各市町村で行っている各種サービスに差異のあるものにつきましては、現行サービスの水準を低下させないことを原則に調整を図るとするものであります。

3は、負担公平の原則でありまして、使用料、手数料を初め、地方税など住民が直接負担するものにつきましては格差を生じさせないように、十分に配慮して調整するとするものであります。

4は健全な財政運営の原則でありまして、まず財源の確保に努め、多様化、高度化する行政需要に的確にこたえられるよう地方分権時代に対応した健全財政に努めるものとするものであります。

5は行政改革推進の原則でありまして、スクラップ・アンド・ビルドの視点に立った行政改革を推進する観点から、事務事業の見直しに努めるとするものであります。

6は、適正規模準拠の原則であります。57ページにわたりますが、6市町村の人口は8万9,795人、これは平成12年の国勢調査人口であります、面積は240.42平方キロとなります、これに見合った行財政運営が求められることから、新しい市の規模に類似した他市の状況を考慮した事務事業の見直しを行うとするものであります。

次に、以下にありますように、調整の基本的区分であります。これはただいま申し上げました調整方針を基本に、具体的に調整するときにはご覧の表に整理い

たしました方針に基づきまして、先ほど説明いたしました協議事項を区分することになります。ここでは、7項目の調整方針を掲げています。1は、現行のとおりとする場合には、その右の欄にありますように、各市町村で同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐものという理由に基づいてこのような区分で整理をするわけでありまして、以下、2は合併時に統合する、3は合併時に策定あるいは再編をする、4は新市において統合する、5は新市において策定あるいは再編する、6は合併時に廃止する、7は合併後に廃止するというものでありまして、その理由は先ほど説明いたしました1の場合と同様に、それぞれ右の欄の記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局の説明が終わりました。

議案第5号及び議案第6号につきましてご質問がございましたらお願いをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にご質問もないようですので、お諮りをいたします。

議案第5号及び議案第6号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第5号及び議案第6号は原案のとおり決定されました。

議事事項につきましては以上ですが、次第7の次回会議日程について事務局より説明をいたします。

事務局次長。

事務局次長（五十嵐研介君） 次回開催日程ですが、会議次第の一番最後にございますとおり、11月26日水曜日になりますが、午後2時から渋川市の金島ふれあいセンターで行いたいと予定しております。後日改めまして文書でご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

なお、関連いたしまして、本日の会議資料とは別様の一枚紙で、今後の協議会及び幹事会予定表を配付させていただきました。これは、本日も協議、ご決定をいただきました合併協議項目を任意協議会で協議いただくためには9回ほどの開催が必要ではないかと考えますと、1カ月に1回の開催ペースでいきますと、平成16年6月末までの幹事会と協議会の予定を事務レベルで整理をさせていただいたものであります。今後変更になる場合もありますので、よろしくお願いいたします。

また、お手元に会議資料とは別に、少し厚い資料を配付させていただいており

ます。表書きに「合併協議会の運営の手引」と記載されておりますが、この資料は既に合併を行っております兵庫県篠山市、東京都あきる野市、茨城県潮来市などの合併実務担当者が、実務経験を通して合併協議会の運営等に関して取りまとめを行ったものでありますので、今後の参考としていただければ幸いと思っております。内容を説明する時間がないことを大変恐縮に思っているところですが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議長（木暮治一君） ほかに皆さんから何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかになければ、以上をもちまして本日予定いたしました協議事項等はすべて終了いたしました。

今回は第1回目ということで、規約に基づきます各規程の報告や事業計画の説明と協議会で行う議論の入り口の部分、あるいは事務局からの説明が多くなりましたけれども、今後、回を重ねる中で各行政分野の課題等につきまして、委員の皆様のご忌憚のない活発なご意見をちょうだいいただければと考えております。

以上をもちまして本日の協議会の会議を閉じさせていただきたいと思っております。ご協力に感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

事務局次長（五十嵐研介君） 長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありがとうございました。

本協議会の参与としてお願いしております群馬県議会の先ほど大林県議からはご紹介いただいたわけですが、角田登様、一言自己紹介をお願いいたします。

参与（角田 登君） ご紹介いただきましたこのたび参与を仰せつかりました県会議員の角田登でございます。

本日、合併協議会設立大変おめでとうございます。この任意協議会までの関係の皆様のご努力に対して、深甚なる敬意を表する次第でございます。私も合併が100%正しいとは思いませんけれども、これから力をつけて地域の皆さんのニーズにこたえていまいちづくりするには、合併という方法が最善の方法かと思うわけでございます。そして、群馬県内でも多くの合併論議がありますけれども、まさに合併してよかったなと目に見えるのが、私は群馬県の中でも一番この地域かと確信をしておるわけでございます。皆さんでいい知恵を出しながら、いい地域づくりのために私も一生懸命努力をさせていただきたいと思っております。きょうは、どうもありがとうございました。

事務局次長（五十嵐研介君） 続きまして、真下誠治様、お願いいたします。

参与（真下誠治君） 真下でございます。遅れまして申しわけございません。よろしく申し上げます。

以上です。

事務局次長（五十嵐研介君） それでは、大変ありがとうございました。

これもちまして第1回の任意合併協議会を閉会させていただきます。

なお、お帰りの際にはお忘れ物のないよう、また交通事故等に十分お気をつけて帰りくださるようお願いを申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

閉 会 （午後4時05分）

(会議録署名)

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成15年10月5日

議長 木暮 治一

署名委員 桑島 保男